周知の埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等を行う場合の手続き（フローチャート）

1　埋蔵文化財包蔵地に該当するか否か

※伊予市教育委員会事務局社会教育課（TEL:089-982-5155, FAX:089-982-5156）にお問い合せください。

該当する　　該当しない → 手続き不要

↓

2　埋蔵文化財包蔵地内における土木工事等届出・通知

※２部提出してください。

土木工事等の事業者	
個人・民間企業等 （文化財保護法第93条第1項）	県・国の機関等 （文化財保護法第94条第1項）

届出　　通知

↓　　↓

（60日前までに）　　（あらかじめ）

伊予市教育委員会事務局　社会教育課

↓

愛媛県教育委員会

↓

愛媛県教育委員会教育長の指示

○ 発掘調査の実施　　○試掘調査の実施

○ 地方公共団体職員の工事立会　　○慎重な工事の実施

※判断は「開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」（平成12年3月30日）外に基づく

↓

伊予市教育委員会事務局　社会教育課

↓

土木工事等の事業者

↓　↓　↓　↓

発掘調査に向けて協議　　慎重に工事　　職員立会で工事　　試掘調査の手続き

↓　　↓

開発の計画変更が可能かを検討
教育委員会へ調査の見積を依頼する

↓

依頼・契約をもって発掘調査へ
（文化財保護法第92条・第99条）

事業者が主体となって試掘調査を実施
愛媛県教育委員会に報告書を提出

※調査費用については教育委員会とご相談ください